

入札公告

条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、余裕期間を設定した工事の入札である。

令和6年11月7日

牛久市長 沼田和利

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和6・7年度おくの義務教育学校施設一体型建設工事
(工区2体育館・外構等工事) (再公告)
- (2) 場所 牛久市久野町670-1
- (3) 工事概要 体育館・武道場工事 R C造一部S造 地上2階建て 1,922㎡
テニスコート クレイ系舗装 2,055㎡
外構 A s 舗装・C o 舗装・インターロッキング舗装等
延べ6,086㎡
上記に係る建築、電気設備、機械設備工事 各一式
※再公告による仕様の見直しについては（別紙）設計概要増減比較表参照
- (4) 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制確保を図るため余裕期間を設定した工事である。（発注者指定方式）
詳細は「17. 余裕期間（発注者指定方式）」による。
工期：令和7年4月1日から令和7年11月28日まで
(余裕期間：市議会の議決を得た日の翌日から令和7年3月31日まで)
- (5) 予定価格 436,700,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2. 入札参加形態

入札参加形態は、単体又は特定建設工事共同企業体とする。

3. 入札参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 特定建設工事共同企業体は、2構成員（代表構成員、構成員）によるものとし、構成員の出資比率の下限は30%以上とし、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
- (2) 特定建設工事共同企業体の全ての構成員に必要な資格は、次のとおりである。

- ア. 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく牛久市
の入札参加の制限を受けていない者であること。
 - イ. 当該工事の入札（開札）の日において、牛久市契約規程（平成11年告示第88号）第36
条又は第37条の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - ウ. 当該工事の入札（開札）の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき
更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。又は、民事再生法（平成11年法律第
225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画の認可決
定又は再生計画の認可決定が確定した後に入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
 - エ. 対象工事に係る設計業務の受注者又は受注者と資本若しくは人事面において関係がある者
でないこと。
- （3）単体又は特定建設工事共同企業体の代表構成員は、次の基準を満たす者である。
- ア. 牛久市の令和5・6年度の有資格者名簿に建築一式工事の登録があり、その総合審査評点が
900点以上でかつ過去2年間の年間平均完成工事高が5億円以上（市内本店登録は3億円
以上）であること。
 - イ. 茨城県内に建設業法による本店を有するものであること。
 - ウ. 建設業法第15条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ており、経営事
項審査を受けていること。
 - エ. 過去10年以内に、国（公社、公団含む。）又は地方公共団体が発注したW、RC、S又はS
RC造で1件当たり2億円以上の新築、増築又は改築工事等を元請として施工実績があるこ
と。なお、特定建設工事共同企業体としての施工実績については代表構成員に限る。
 - オ. 次の要件を満たす技術者を専任で配置できること。
 - ① 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有するものであること。
 - ② 過去5年以内に実施された監理技術者講習を修了し監理技術者資格者証を有するもので
あること。
 - ③ 過去10年以内に、国（公社、公団含む。）又は地方公共団体が発注したW、RC、S又は
SRC造で、1件当たり延床面積1,000㎡以上の新築、増築又は改築工事を元請として
施工実績があること。なお、特定建設工事共同企業体としての施工実績については代表構
成員に限る。
 - ④ 引き続き3ヶ月以上雇用関係があること。
 - ⑤ 工事着手日において他の工事の技術者となっている場合には、その工事の完了検査が終了
していること。
 - ⑥ 建設業法の規定に基づき、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）や営業所の専任技術
者の現場配置は認めない。（現場代理人及び監理技術者となる者は、経營業務の管理責
任者等や営業所の専任技術者以外の者でなければならない。）
- （4）特定建設工事共同企業体の代表構成員以外の構成員は、次の各号に掲げる入札参加要件を満た
さなければならない。

- ア. 牛久市の令和5・6年度の有資格名簿に建築一式工事の登録があり、その総合審査評点が700点以上（市内本店登録は600点以上）でかつ過去2年間の年間平均完成工事高が1億円以上（市内本店登録は5千万円以上）であること。
- イ. 竜ヶ崎工事事務所管内（龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町及び利根町）に建設業法による本店を有するものであること。
- ウ. 建設業法第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る建設業の許可を得ており、経営事項審査を受けていること。
- エ. 過去10年以内に、国（公社、公団含む。）又は地方公共団体が発注した建築一式工事を元請として施工実績があること。
- オ. 次の要件を満たす技術者を専任で配置できること。
 - ① 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有するものであること。
 - ② 過去5年以内に実施された監理技術者講習を修了し監理技術者資格者証を有するものであること。
 - ③ 引き続き3ヶ月以上雇用関係があること。
 - ④ 工事着手日において他の工事の技術者となっている場合には、その工事の完了検査が終了していること。
 - ⑤ 建設業法の規定に基づき、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）や営業所の専任技術者の現場配置は認めない。（現場代理人及び監理技術者となる者は、経營業務の管理責任者等や営業所の専任技術者以外の者でなければならない。）

4. 設計業務の受注者等

- （1） 工事に係る設計業務の受注者とは、次のとおりである。

株式会社 楠山設計
- （2） 当該受注者と資本若しくは人事面において関連があるとは、次のとおりである。
 - ア. 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - イ. 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- （3） 工事に係る監理業務の受注者は、入札により決定する。

5. 入札参加資格審査申請の方法

- （1） 申請書類
 - ア. 一般競争参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）様式第1号（第4条関係）その3
 - イ. 特定建設工事共同企業体協定書 様式第11号（第23条関係）
- （2） 提出期限及び送付方法
 - 提出期限 令和6年11月29日（金）当日消印有効
 - 送付方法 申請書及び協定書（各3部）は郵便にて返信用封筒を同封の上、契約検査課に送付

する。（申請書及び協定書は受付印を押した後返送する。）

※郵便の種別は一般書留、簡易書留のいずれかによる。

- (3) 単体による入札参加の場合は入札参加資格審査申請を不要とするが、設計図書の申請をしなければ入札の参加ができない。

6. 設計図書（図面を含む）の申請及び質問等

設計図書等の見積書作成に必要な資料の申請については郵送にて行うものとする。

(1) 設計図書の申請

期間：令和6年11月7日（木）から令和6年11月29日（金）午後4時まで（閉庁日を除く）

方法：郵便にて申請

※設計図書申請については書面にて、返信用封筒（CD-R〔ケース付〕）が送付出来る封筒に切手を添付、返送先を明記する）及びCD-R（新品）を同封の上、教育施設課に申し込むこと。申込者に対して、設計図書をCD-Rに記録し返送する。

※郵便種別は一般書留、簡易書留のいずれかによる。

※到着後、確認のため必ず教育施設課（029-873-2111〔代表〕）へ受領の電話をすること。

郵送先：〒300-1207

牛久市ひたち野東1丁目33番地6 ひたち野リフレビル5階

牛久市 教育委員会 教育施設課 宛

(2) 設計図書に対する質問

期間：令和6年11月7日（木）から令和6年11月29日（金）午後4時まで（閉庁日を除く）

方法：eメール（kshisetsu@city.ushiku.ibaraki.jp）によるものとする。

※送信後、確認のため必ず教育施設課（029-873-2111〔代表〕）へ電話をすること。（午前9時から午後4時まで）

(3) 前項の質問に対する回答

令和6年12月4日（水）午前10時から牛久市ホームページ内「入札・契約」のページに掲載する。

(4) 留意事項

ア. 入手した設計図書を当該工事以外の用途に使用することについては原則不可とする。

イ. 入手した設計図書を当該入札に係る他の閲覧対象者を含む第三者に譲渡、提供、賃借、閲覧に供することは不可とする。

7. 入札方法

- (1) 郵便による入札（一般書留、簡易書留のいずれかによる。）

- (2) 市指定の入札書を使用すること。
- (3) 封筒記載方法は二重封筒とし、表封筒の表面に「日本郵便(株) 牛久郵便局留」「入札書在中」と朱書きし、中封筒に入札件名を記載すること。
- (4) 工事費内訳書は入札書と同封により郵便で提出すること。
- (5) 入札書の到着期限は、令和6年12月10日(火)までに日本郵便(株) 牛久郵便局必着とする。
- (6) やむを得ない事態が発生したときは、入札の執行を中止し、又は延期するものとする。
- (7) 入札書には、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (8) 入札書の日付は、開札の日を記入すること。
- (9) 入札書を封筒に2枚以上入れた場合、封筒表紙の工事件名と同封された入札書の件名が異なる場合、代表者印がない場合、工事費内訳書と入札金額が相違する場合等は「無効」となる。

8. 入札執行の取りやめ

~~入札参加者が1者のときは、この入札の執行を取りやめる。~~
再公告案件のため、1社入札を有効とする。

9. 入札(開札)

- (1) 入札(開札)日時: 令和6年12月11日(水) 午前10時00分
- (2) 入札(開札)場所: 牛久市役所 分庁舎2階 第1会議室
- (3) 入札に参加するものは出来る限り入札(開札)時に出席すること(任意)。

10. 落札候補者の決定方法

- (1) 開札後、落札決定を保留したうえで、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2社以上あるときは、くじにより落札候補者及びその次の順位の者(以下「次順位者」という。)を決定する。

11. 入札参加資格者を証明する書類の提出

落札候補者は、次に従い、入札参加資格を証明する書類を提出しなければならない。

- (1) 提出期限: 開札日の午後2時まで。ただし、次順位者の提出期限は、市指定期日までとする。
なお、書類提出は原則持参とするが、FAXやEメールでの受付を可とする。その場合、原本については追って郵送すること。(一般書留、簡易書留のいずれかによる。)
- (2) 提出場所: 牛久市中央3-15-1
牛久市役所 総務部 契約検査課

TEL (029-873-2111 内線1031、1032)

FAX (029-873-7510)

Eメール (keiyaku@city.ushiku.ibaraki.jp)

(3) 提出書類

- ・ 一般競争入札参加資格確認申請書 様式第2号 (第5条関係)
- ・ 入札参加資格確認資料
- ・ 有効と認められる総合評価値通知書の写し
- ・ 建設業許可の写し
- ・ 配置予定技術者が3ヶ月以上雇用されていることの証明書類 (①・②のいずれかを提出)
 - ①健康保険被保険者証
 - ②その他引き続き3ヶ月以上の雇用関係にあることを証明できる書類
- ・ 配置予定技術者の資格者証の写し
- ・ 工事の施工実績が確認できる書類の写し (コリンズ等/提出書類に記載されているすべての工事について確認できる書類を提出すること)

※様式は設計図書と併せて配布する。

1 2. 落札者の決定方法

- (1) 入札参加資格を証明する書類により、落札候補者について入札参加資格の審査を行う。
- (2) 入札参加資格審査の結果、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。
- (3) 入札参加資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた場合には、次順位者を落札候補者とし、この者につき改めて入札参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。

1 3. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除する。
- (2) 契約保証金：要する。(契約金額の1/10以上の額とする。)

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。

1 4. 支払条件

前金払い (当該契約金額の40%以内)、中間前金払い (同20%以内)、及び完了払い

1 5. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札参加資格審査において、入札参加資格がないと認められた者の入札
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 談合等不正行為による入札
- (4) 2通以上の入札をした者の入札
- (5) 入札価格を訂正した入札
- (6) 入札書に記載された入札者名及び押印、入札価格又は重要な文字が誤脱し、若しくは不明瞭で確認できない入札
- (7) 工事費内訳書と相違する入札
- (8) 設計図書申請期間中に設計図書の申請をしていない単体入札による者の入札

1 6. 議会の議決に付すべき契約の効力

- (1) この入札による工事請負契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、牛久市議会の議決を得た日から本契約の効力を生ずる。
- (2) 仮契約者が仮契約締結後、牛久市議会の議決までの間に本入札公告に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなったとき又は市が牛久市契約規程に基づく指名停止措置要件に該当すると認めたとき若しくは指名停止措置を行ったときは、市は仮契約を解除することができる。この場合、市は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。

1 7. 余裕期間（発注者指定方式）

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行なうことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者等を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行なうことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行なってはならない。なお、余裕期間内に行なう準備は受注者の責により行なうものとする。

1 8. その他

- (1) 最低制限価格を設定する。予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札候補者とする。
- (2) 契約に当たっては、契約書の作成を要する。
- (3) この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (4) 本工事は、完全週休2日制促進工事（発注者指定型）の対象とする。詳細は、本工事の特記仕様書及び完全週休2日制促進工事の実施要領を参照のこと。

※詳しくは、牛久市ホームページ牛久市が発注する週休2日制促進工事の実施要領を参照。

URL : <https://www.city.ushiku.lg.jp/page/page012925.html>

令和6・7年度おくの義務教育学校施設一体型建設工事(工区2体育館・外構等工事)(再公告)

設計概要 増減比較表

	旧		新		変更点	
体育館・武道場	外壁改修工事	外壁改修工事	外壁改修工事	外壁改修工事	アルミパンドル-106m ² エキスパジョングジョイント1式	減 増
		外壁撤去工事		外壁撤去工事	壁撤去-79.1m ² カッター入れ-87.5m	減 減
	建具改修工事	アルミ製建具	建具改修工事	アルミ製建具	AW-B -6か所	減
		鋼製建具改修		鋼製建具改修	SD-B、Dのみ削除	減
		建具撤去		建具撤去	AW、SD撤去-28.6m ² 建具周りカッター-107m	減 減
	内装改修工事	内装改修工事	内装改修工事	内装改修工事	廻縁改修-108.6m 長押改修-59.5m 壁軽量鉄骨地-64.2m ² 天井軽鉄下地-56.8m ² 天井インサート56.9m ² 壁吹付塗装-141.4m ² 天井吹付塗装-39.4m ² 床珞タ塗床-104.1m ² 壁石膏ボード-134.6m ²	減 減 減 減 増 減 減 減 減 減
		内装撤去工事		内装撤去工事	CB撤去-77.7m ² カッター入れ-94.3m 軽鉄下地撤去-110m ² 有孔GB撤去-110m ² 廻縁撤去-142m 長押撤去-101m	減 減 減 減 減 減 減
	塗装改修工事	内装仕上げ塗替え	塗装改修工事	内装仕上げ塗替え	GB面塗装-78.1m ² 廻縁塗装-108.6m 長押塗装-59.5m 既存建具DP塗装16.7m ²	減 減 減 増
	躯体改修工事	壁ふさぎ	躯体改修工事	壁ふさぎ	削除	減
外構工事	囲障工事	門扉A工事	囲障工事	門扉A工事	削除	減
		門柱A・B・フェンス工事		門柱A・B・フェンス工事	削除	減
		スチールメッシュフェンス工事		スチールメッシュフェンス工事	+80m (282m→362m)	増
	舗装工事	アスファルト舗装	舗装工事	アスファルト舗装	表層撤去・処分増	増
		縁石工		縁石工	縁石B-18m 碎石側溝-7.6m	減 減
	屋外排水工事	排水側溝工	屋外排水工事	排水側溝工	-22m	減
	植栽工事	中高木	植栽工事	中高木	削除	減
		支柱		支柱	削除	減
	屋根付き歩廊2		屋根付き歩廊2		削除	減